

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書

令和7年8月

神 流 町

第1章 基本計画策定の趣旨

第1節 基本計画策定の目的

本計画は、神流町における一般廃棄物の処理、処分の現状を把握し、社会、経済情勢の変化とともに、年々多様化する廃棄物の現状を踏まえ、長期的、総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、排出の抑制及び発生から最終処分に至るまでの一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めることを目的とする。

第2節 計画目標年次

ごみ処理基本計画策定指針（平成28年環境省）では、基本計画の目標年次は、計画策定時より10～15年程度とされている。したがって、本計画の目標年度は計画初年度を令和7年度、計画期間を10年間として令和17年度とし、概ね5年ごとに見直しを行うものとする。

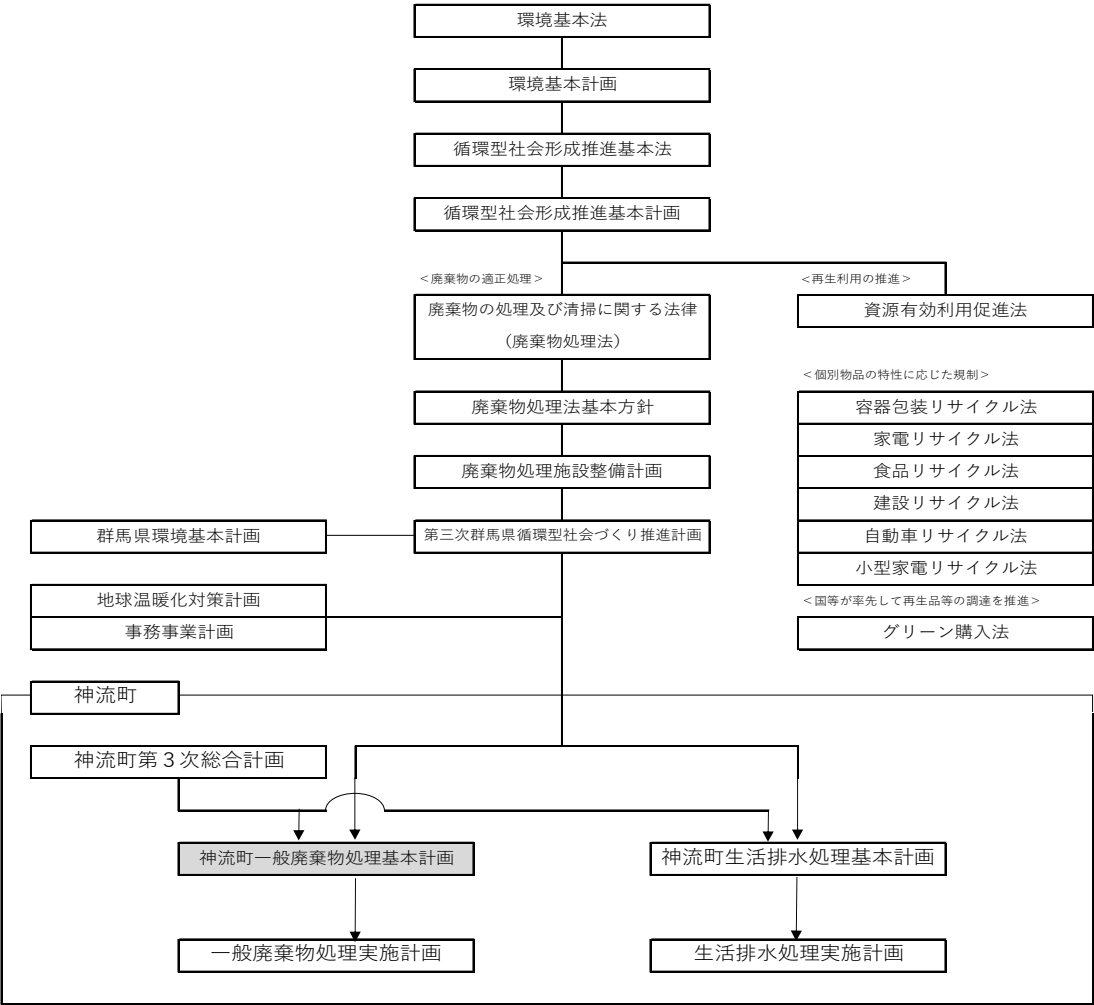
ただし、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、その都度見直しを行う。

第3節 計画対象区域

本計画の対象は、神流町の全域とする。

第4節 計画の位置付け

本計画は、国や県の関係計画や本町の「神流町第3次総合計画」などと整合を図りながら策定します。



第5節 国・県の計画等における関連目標及び指標等

(1) 国の数値目標

「廃棄物処理法」第5条の2第1項の規程に基づき、環境大臣は「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針」を定めている。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとしては排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示している。

なお、令和7年度以降の国の数値目標は、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第5次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）等の目標を参考に施策を進めていくこととしている。国の主な数値目標は下図のとおり。

国の数値目標

項 目	目 標
ごみ排出量	令和12（2030）年度におけるごみ焼却量を1人1日あたり580g
循環利用率	令和12（2030）年度の入口側の循環利用率を19%、出口側の循環利用率を44%
最終処分量	令和12（2030）年度における最終処分場の残余年数は2020年度の水準（22年分）を維持

(2) 県の数値目標

県では、平成28年3月に「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、県民、民間団体、事業者、行政などの各主体それぞれの役割に応じた実践的な取組により、ごみの減量や資源の循環的な利用などを推進してきた。

この計画の計画期間が令和2年度末で終了するに当たり、これまでに進めてきた各主体の取組を検証するとともに、前計画策定後の様々な動向を踏まえ、新たな計画期間における取組の指針として「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

この計画では、環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理や本県に豊富に存在するバイオマスの有効活用を更に推進しながら、人口減少社会が到来する中で本県の豊かな環境を維持し次世代に継承していくため、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現を目指すこととなっている。

この計画においても、一般廃棄物の排出量等の目標が定められており、以下のとおりとなっている。

県の数値目標

項 目	目 標
ごみ排出量	令和12（2030）年度におけるごみ排出量を1人1日あたり805g以下（平成30年度：986g/人・日）
リサイクル率	令和12（2030）年度における再生利用率を27%以上（平成30年度：15.2%）
最終処分量	令和12（2030）年度における最終処分量を56,000t以下（平成30年度：70,000t）

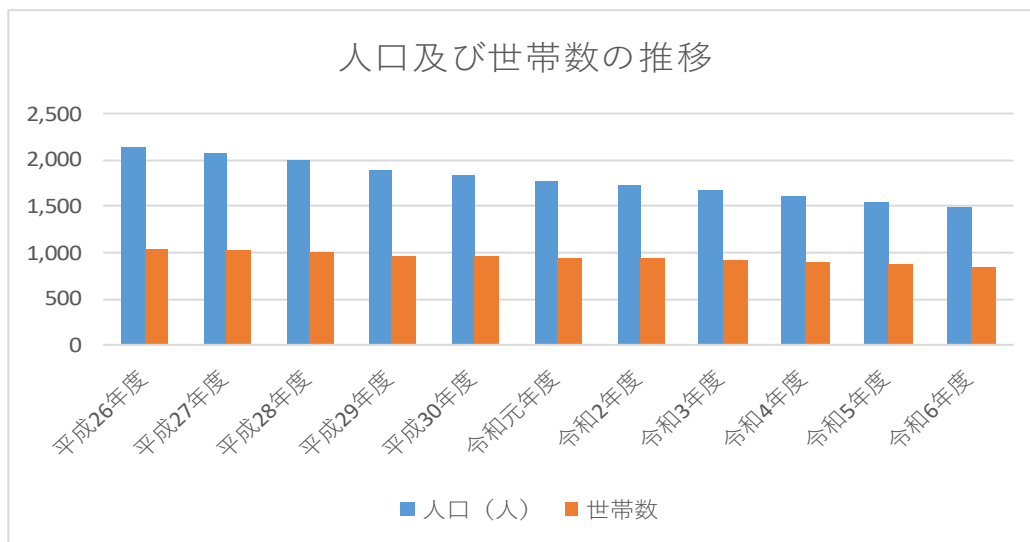
第2章 町の概要

第1節 人口・世帯数

令和6年度末における人口は1,485人であり、10年前の平成26年度末の人口2,139人と比較すると約30%の減少となっており、少子高齢化、過疎化の進行は今後も続いていくことが予想される。

人口及び世帯数の推移は下図のとおりである。

年度	人口（人）	世帯数
平成26年度	2,139	1,034
平成27年度	2,077	1,022
平成28年度	1,987	997
平成29年度	1,888	967
平成30年度	1,829	958
令和元年度	1,771	945
令和2年度	1,729	935
令和3年度	1,674	912
令和4年度	1,608	895
令和5年度	1,546	874
令和6年度	1,485	845



第2節 産業の動向

（1）事業所数、従業員数

本町の産業別事業所数と従業員数は下図のとおりである。

事業所数は、第3次産業が76.7%と大多数を占めています。従業員数は、第3次産業が61.8%、第2次産業が31.5%を占めており、そのうち建設業が最も多く、全体の21.0%を占めている。

事業所数と従業員数

産業分類		令和 3 年			
		事業所数（比率％）		従業員数（比率％）	
総数		163	100.0%	553	100.0%
第 1 次	農業・林業・漁業	3	1.8%	37	6.7%
	小計	3	1.8%	37	6.7%
第 2 次	鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.6%	27	4.9%
	建設業	23	14.1%	116	21.0%
	製造業	11	6.7%	31	5.6%
	小計	35	21.5%	174	31.5%
第 3 次	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	0	0.0%
	情報通信業	1	0.6%	1	0.2%
	運輸業・郵便業	1	0.6%	1	0.2%
	卸売業・小売業	52	31.9%	107	19.3%
	金融業・保険業	2	1.2%	10	1.8%
	不動産業・物品賃貸業	27	16.6%	35	6.3%
	学術研究・専門・技術サービス業	1	0.6%	1	0.2%
	宿泊業・飲食サービス業	8	4.9%	15	2.7%
	生活関連サービス業・娯楽業	12	7.4%	36	6.5%
	教育・学習支援業	1	0.6%	1	0.2%
	医療・福祉	3	1.8%	82	14.8%
	複合サービス事業	4	2.5%	17	3.1%
	サービス業	13	8.0%	36	6.5%
	小計	125	76.7%	342	61.8%

（資料：経済センサス）

第 3 章 ごみ処理の現状と課題

第 1 節 ごみ処理の現状

・ごみの分別区分と収集の体制

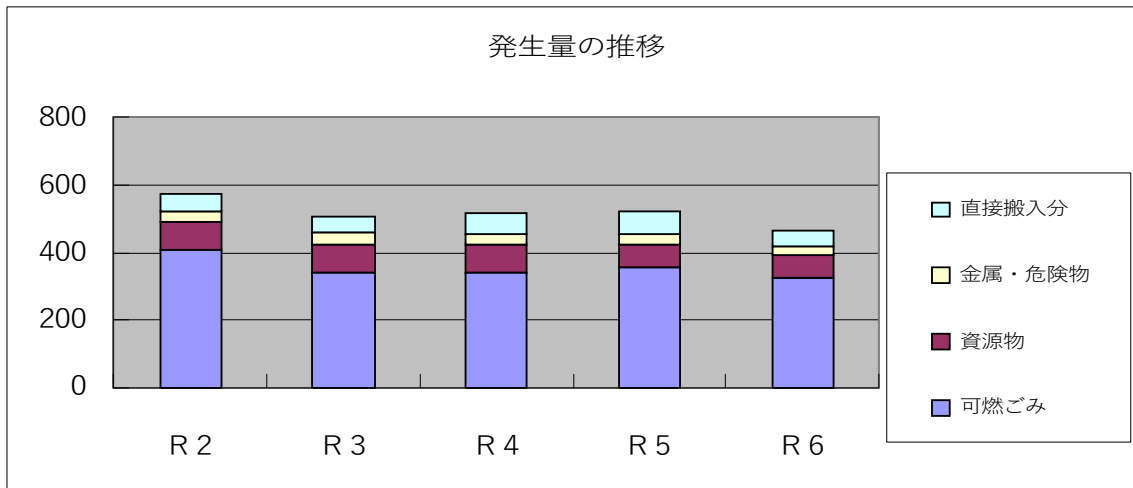
- ア. 可燃ごみ（週 2 回収集）
- イ. 資源物（各月 1 回収集）
 - ・ペットボトル
 - ・布・革類
 - ・新聞、雑誌
 - ・段ボール
- ウ. 不燃物（月 2 回収集）
 - ・金属類（缶等）
 - ・危険物（ビン、ガラス等）
- エ. 直接搬入（随時）
 - ・事業系可燃ごみ
 - ・粗大ごみ等

・ごみの発生量の推移

過去 5 年間の一般廃棄物の排出量の推移は以下のとおりである。人口減少に伴い排出量は年々減少傾向にある。

単位：t

年度	可燃ごみ	資源物	金属・危険物	直接搬入分
R 2	407	82	33	52
R 3	341	85	34	48
R 4	342	83	32	58
R 5	356	70	29	66
R 6	327	65	25	46



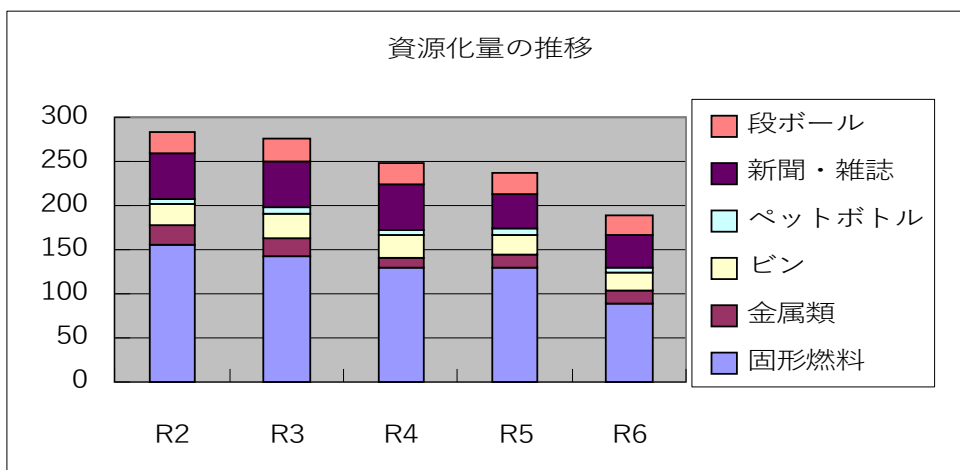
・ごみの資源化量の推移

本町では、下表の分類により資源化を実施している。資源化量も発生量の減少により減少傾向となっている。

なお、町設置の固形燃料化施設（神流町クリーンセンター）は、施設の老朽化等の事情により令和6年12月から稼働を休止している。

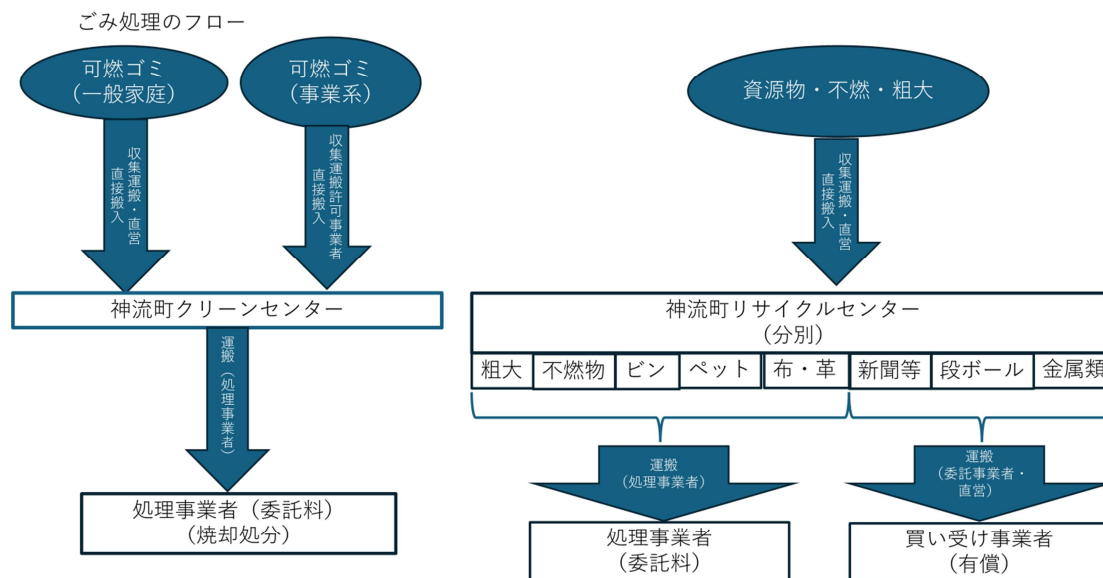
単位：t

年度	固形燃料	金属類	ビン	ペットボトル	新聞・雑誌	段ボール
R2	156	22	24	6	52	23
R3	143	20	27	7	53	25
R4	130	11	25	6	51	25
R5	130	14	22	7	40	23
R6	89	15	19	6	38	21



・ごみ処理の流れ

当町におけるごみ処理のフローチャートを下図に示す。



※可燃ゴミについては、神流町クリーンセンター（平成 11 年稼働）にて固形燃料化していたが、施設の老朽化に伴い、令和 6 年 12 月から稼働休止となっている。

・中間処理施設の概要

施設の名称	設置主体	設置場所	処理方式	公称能力	設置年後	備考
クリーンセンター	神流町	神流町大字 尾附 289-1	RDF	6t/8h	H11	R6.12月～稼働休止中
リサイクルセンター	神流町	神流町大字 尾附 289-1	圧縮	6.05t/5h	H18	

第 2 節 ごみ処理事業の課題

(1) 排出抑制

人口減少に伴うごみの総排出量は減少傾向にあるが、1 人 1 日あたり排出量で見ると令和 5 年度で 897 グラムで、全国平均の 851 グラムを上回っている状態である。

(2) 収集・運搬

現在は収集・運搬ともに町内全域を町直営で行っており直近の課題は発生していないが、将来的な職員の高齢化及び人員不足が危惧される。

(3) 中間処理

可燃ごみについては神流町クリーンセンター（平成 11 年度稼働）において固形燃料化を行っていたが、老朽化等のため令和 6 年 12 月から稼働を休止している。現在は、民間業者へ処理委託を行っているが、早急に今後の方向性を出さなければならない。

その他のごみについては、神流町リサイクルセンターにて分別・分解等を行い、新聞・雑誌、段ボール、金属類については業者に有償にて引き渡し、そのほかのものは、民間業者への処理委託を行っている。分別・分解作業の効率化が望まれる。

(4) 最終処分

本町では最終処分場は有しておらず、すべて委託業者の民間最終処分場への処分となっているため、処分量を減らすために資源化の促進が必要となっている。

(5) ごみ処理経費

本町のごみ処理経費は、過去5年間で年間平均65,000千円の経費が発生しており、その6割が中間処理に係る委託料や設備修繕料等となっている。一方指定ごみ袋の販売金額やごみ処理手数料等の収入は年間約3,500千円程度となっているため、経費削減が望まれている。

第4章 ごみ処理計画

第1節 人口の予測推計

1. 行政区域内人口

本計画書における行政区域内人口の将来人口推計は、令和2年3月策定の「神流町人口ビジョン・総合戦略第2期」の将来人口シミュレーション2を引用する。

平成26年度	2,139	実績
令和元年度	1,771	実績
令和6年度	1,485	実績
令和11年度	1,261	推計
令和17年度	1,085	推計

第2節 ごみの予測推計

神流町のごみの排出量の予測については、過去5年間の一人あたり年間平均排出量を用いて求めるものとする。

一人あたり年間排出量（過去5年間平均）

単位：kg

可燃ごみ	資源物	金属・危険物	直接搬入
203	5	27	13

ごみの予測推計

単位：t

	令和7年度	令和11年度	令和17年度
可燃ごみ	325	277	238
資源物	71	60	52
金属・危険物	28	24	20
直接搬入	50	42	36

第3節 ごみの排出量の目標

以上の人口及びごみの排出推計を踏まえ、目標年度におけるごみの排出量目標値を以下のとおりとする。

	目標年度（令和17年度）における 一人一日あたり排出量目標値	単位：グラム
可燃ごみ	585	
資源物	125	
金属・危険物	50	
直接搬入	88	

第4節 ごみの排出抑制の方策に関する事項

・排出抑制の対策

ごみの排出抑制に対しては、行政、住民、事業者が一致協力して実行することが重要であり、また、その効果も大きくとは当然の事と言える。

具体的な方策として、ごみの排出抑制については、行政、住民、事業者の三者が一体となって取り組むことが肝要であり、いずれが欠けてもごみの排出抑制は十分な効果は得られない。

排出抑制は、排出者である住民、事業者の責務であると言えるが、具体的な抑制対策を周知することは、行政の責務であるとする。

以下に排出抑制の対策を示す。

（1）行 政

- ・排出抑制、分別排出について、分別パンフレット等を利用して啓発を行う。
- ・ごみの減量やリサイクルについて、住民の中にも環境意識に温度差があるため、町は住民とともにごみを出さない循環型社会をつくるため、多様な環境教育・啓発活動に努める。
- ・商品購入の際は、価格や品質だけでなく環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入するグリーン購入を進めるほか学校給食から発生する給食残渣等のリサイクルを進め、行政全体のごみの減量を図る。
- ・中間処理費用の削減及び排出量を抑制するために、新たな分別品目の追加を検討する。
- ・ごみ処理の有料化は引き続き実施し、今後各種原材料の高騰などを踏まえ料金改定を検討する。

（2）住 民

- ・買い物は、エコバッグ等を持参して、レジ袋等を可能な限り貰わない。
- ・購入商品は、使い捨てより耐久性のあるものを選ぶ。
- ・リサイクルできない容器類は、できるだけ使用しない。
- ・生ごみは、水分をよくきり減量する。
- ・購入商品は、できるだけ詰め替え可能な商品を購入する。

（3）事業者

- ・廃棄電化製品等、販売品の引き取りを実施する。
- ・住民にエコバッグ等の持参を呼びかけ、レジ袋等をできるだけ渡さないようにする。
- ・梱包資材・容器包装を簡素化する。
- ・リサイクル品を優先して販売する。
- ・食品廃棄物を減らすため、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫する。

第5節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬に関する目標

家庭から排出されるごみを迅速、かつ衛生的に処理を行うため、収集順路を定め効率的な収集を行う。

2. 収集区域の範囲

神流町の行政区域全域を収集対象区域とする。

3. 収集運搬方法

(1) 収集・運搬方法及び機材

収集・運搬に使用する機材については、パッカー車、ダンプ車及び軽トラックを使用する。

(2) 収集方法

主にステーション収集を行い、高齢などによりステーションまでごみを運び出せない住民については、申し出による有償の自宅収集を行う。

第6節 中間処理計画

(1) 可燃ごみ

可燃ごみについては、固形燃料化施設が稼働休止となっているため、当面は神流町クリーンセンターにて一時ストックして、民間業者に委託し焼却処理を行うが、施設の更新・新設は検討せず、近隣市町村への委託や広域化等を検討し早急に方向性を示す。

(2) 金属類・危険物

①金属類

アルミ缶、スチール缶、その他金属に分別を行い、それぞれ買い受け業者へ引き渡す。

また、その他金属は、分解を徹底し資源回収を行う。

②危険物

ビン（3種類 透明・茶・混合）、ガラス、乾電池、電球、蛍光灯等に分別を行い処理業者へ引き渡す。

(3) 資源物

①ペットボトル

民間事業者へ処理を委託する。

②布・革類

民間事業者へ処理を委託する。（焼却）

③新聞・雑誌

買い受け業者へ引き渡す。

④段ボール

買い受け業者へ引き渡す。

(4) 直接搬入ごみ

各種分別を徹底し、それぞれの処分を行う。

第7節 最終処分計画

本町には最終処分場がなく、可燃ごみの焼却灰及び不燃ごみのうち資源化できないものは、民間の最終処分場での処分を行うため、できる限り再資源化に努めなければならない。

ごみの発生抑制・資源化に係る取組や資源ごみの分別の徹底により、埋立量を削減し、最終処分場の残余年数の延長を図る。

第8節 中間処理施設の整備

現在、中間処理施設については、固形燃料化施設及びリサイクル施設が整備済みですが、固形燃料化施設については令和6年12月から休止状態等になっている。固形燃料化（RDF）は、全国的に普及までは至らず、特殊な設備であるため部品供給が困難となっており、また設備を扱う業者自体も少ないため、大規模修繕は行わない方針とする。

また、施設の新規整備も行わず、当面は民間施設への処理委託とし、近隣市町村への処理委託を早急に検討することとする。

リサイクル施設については、プレス機1基が整備されているのみで、ほとんどがストックヤードであるため、施設の更新は当面行わない。プレス機については、定期的な点検結果に基づき更新計画を策定する。

第9節 適正処理困難物の処理

タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、塗料、農薬等は処理する施設がないため、本町では収集していない。

これらの処理は製造・販売業者の責任で処理することが原則であり、最良の方法であるため、住民や事業者に処分方法や引取先の紹介など周知を行う。

第10節 不法投棄の防止

土地所有者や管理者と協力して、不法投棄防止の看板設置等の設置をし、不法投棄対策を推進する。

また、職員による定期的なパトロールを実施し監視体制の強化・充実を図る。

県や警察等との連携を強め、不法投棄に関する情報収集、不法投棄対策を推進し、不法投棄をさせない環境施策を講ずる。